

第1回 白石町立新設中学校 新しい学校づくり準備委員会 次第

日 時：令和3年5月21日（金）19時～

場 所：福富ゆうあい館 研修室

1 開 会

2 準備委員会委員委嘱（代表者へ委嘱状交付）

3 挨 拶

- （1）白石町長 田島 健一
- （2）白石町教育委員会教育長 北村 喜久次

4 白石町新しい学校づくり準備委員会の設置に関する要綱【資料1】

5 準備委員会委員、教育委員及び事務局職員紹介【資料2】

6 準備委員会委員長及び副委員長選出

7 報告事項

- （1）白石町立学校再編のこれまでの取組み【資料3】
- （2）中学校統合再編計画の概要【資料4】
- （3）新設中学校新しい学校づくり基本方針（コンセプト）【資料5】

8 協議事項

- （1）協議第1号 新設中学校新しい学校づくり準備委員会 部会構成（案）【資料6】
- （2）協議第2号 新設中学校新しい学校づくり準備委員会 協議項目（案）【資料7】
- （3）協議第3号 新設中学校新しい学校づくり準備委員会 スケジュール（案）【資料8】
- （4）協議第4号 新設中学校新しい学校づくり準備委員会の運営方法について（案）
【資料9】

9 意見交換

10 連絡事項

- （1）謝金の支払いについて
- （2）準備委員会（全体会）次回開催日について【7月予定】 月 日（ ）19時～
- （3）各部会 次回開催日について【6月予定】 月 日（ ）19時～
- （4）その他

11 閉 会

【資料 1】

白石町新しい学校づくり準備委員会の設置に関する要綱

令和 3 年 4 月 1 日
教育委員会訓令第 9 号

(設置)

第 1 条 白石町立学校の再編に係る諸課題について調査及び協議するため、再編により新たに設置する学校（以下「新設校」という。）ごとに、白石町新しい学校づくり準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、必要な調査及び協議を行う。

- (1) 校名、校章、校歌及び制服に関すること。
- (2) 教育方針に関すること。
- (3) 通学支援及び通学路の安全対策に関すること。
- (4) 学校と地域との連携に関すること。
- (5) P T A 組織に関すること。
- (6) 再編により閉校する学校（以下「対象校」という。）の歴史資料の保存及び行事の継承に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、再編に関して必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、新設校ごとに次の各号に掲げる者で構成し、白石町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 対象校の児童生徒の保護者を代表する者
- (2) 対象校の教職員を代表する者
- (3) 対象校の校区内の地域住民を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する事務の調査及び協議が終了する日までとする。ただし、前条第 2 号の委員が職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、感染症の拡大を防止するため、会議を開催することが困難なときは、書面で各委員の意見を聴き、委員会の決定に代えることができるものとする。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員長は、第2条に掲げる事項に関し、詳細な調査検討をするため、委員会に部会を設けることができる。

2 部会は、部会長及び部会員で組織する。

3 部会長及び部会員は、部会を設置した目的に関わりある者を、委員の中から委員長が指名する。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(教育委員会への報告)

第8条 委員会は、第2条に規定する事項の調査及び協議結果について、速やかに教育委員会へ報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、教育委員会が招集する。

新設中学校 新しい学校づくり準備委員会 委員名簿

令和3年5月10日現在

区 分		氏 名	性別	行政区等
1. 保護者 (1 1 名)	須古小	田 中 知 子	女	三町北
	六角小	田 中 信	男	東郷上
	白石小	森 美 和	女	廿治移北
	北明小	川 崎 親 詞	男	北揚
	福富小	天 野 裕 子	女	中区
	有明東小	片 渕 耕 一	男	沖清
	有明西小	田 中 智 子	女	戸ヶ里
	有明南小	栗 山 美 紀	女	牛間田
	白石中	島ノ江 智 子	女	大井
	福富中	溝 口 正 樹	男	六府方区
	有明中	田 島 希 利 子	女	戸ヶ里
2. 地域住民 (6 名)	白石地域	藤 永 弘 真	男	北川
		鶴 田 美 春	女	船野
	福富地域	大 串 京 子	女	下区
		平 川 賢 紹	男	中区
	有明地域	森 田 良 子	女	新明
		白 川 仁 志	男	戸ヶ里
3. 教職員 (9 名)	白石中	校長 中 村 数 寛	男	
		教頭 野 田 英 樹	男	
		教務主任 坂 本 雄 一	男	
	福富中	校長 岡 孝 一 郎	男	
		教頭 田 中 政 紀	男	
		教務主任 梶 山 厚	男	
	有明中	校長 川 崎 朗	男	
		教頭 安 武 誠	男	
		教務主任 前 田 能 宏	男	
委員数 計			2 6 名	

【資料 2 - 2】

白石町教育委員会等出席者名簿

白石町長	田 島 健 一
教育長	北 村 喜 久 次
教育長職務代理者	稲 佐 英 明
教育委員	松 尾 博 之
教育委員	堤 王 宏
教育委員	川 崎 姿 子

学校教育課	課長	出 雲 誠
	主任指導主事	梅 木 純 一
	課長補佐	吉 村 浩
	新しい学校づくり係指導主事	下 平 博 明
	新しい学校づくり係長	本 山 雅 章
	新しい学校づくり係主任	石 隈 あ つ み
	新しい学校づくり係主任	小 野 忠 広
	教育総務係長	川 畑 徳 人
	学校教育係長	今 福 結 城
	指導主事	喜 多 千 鶴
	学校給食係長	野 中 和 男

白石町立学校再編のこれまでの取り組み

全国的に少子化傾向にある中、本町の児童・生徒数も著しく減少傾向にあり、今後もその傾向が続いていくと予想されています。その結果、1 学年 1 学級といった小規模校、20 人に満たない小規模学級が増加している現状です。このような学校・学級の小規模化は、児童・生徒の学校における人間関係や教職員の配置の問題、部活動の問題など教育の面において、様々な影響を及ぼすことが考えられます。このようなことから、学校の再編を検討していくこととなりました。

●白石町学校統合再編審議会（平成 31 年 4 月設置）

教育委員会の諮問を受け、平成 31 年 4 月より審議が始まりました。町内小中学校の適正規模を中心に、将来を見据えたかたちでの再編策について熱心な議論がなされました。12 回の開催を経て、令和 2 年 3 月 25 日に、審議会会長より教育長へ答申書が提出され、審議会は終了しました。

<答申の主な内容>

（1）中学校：1 校が望ましい

白石中・福富中・有明中を統合（令和 6 年度開校を目標）

（2）小学校：2 校が望ましい

有明東小・有明西小・有明南小を統合（令和 8 年度開校を目標）

須古小・六角小・白石小・北明小・福富小を統合（令和 10 年度開校を目標）

●「白石町立中学校統合再編計画（案）」

審議会の答申を基に、中学校の再編を喫緊の課題と捉え、小学校再編に先駆け、「白石町立中学校統合再編計画（案）」を作成しました。

●住民説明会（令和 2 年 10 月～11 月）

町内 11 か所で、「白石町立中学校統合再編計画（案）」の説明を行いました。
延べ 508 人の皆さんの参加がありました。

●パブリックコメント（令和 2 年 11 月～12 月）

「白石町立中学校統合再編計画（案）」について、広くご意見を募集しました。
3 件・8 項目のご意見をいただきました。

●「白石町立中学校統合再編計画」

住民説明会、パブリックコメントを経て、令和 3 年 3 月に策定しました。

●新しい学校づくり準備委員会（令和 3 年 5 月設置）

新設中学校を開校するため、保護者、地域、教職員の代表で準備委員会を組織し、具体的な事項を協議していきます。

【資料 4】

中学校統合再編計画の概要

【基本的な考え方】

(1) 再編基準

■ 1 学級あたりの生徒数

現行どおり 40 人学級（法令、県の基準が変更された場合は、これに準じる）

■ 1 学校あたりの望ましい学級数

12 学級から 18 学級程度（各学年 4 学級から 6 学級程度）

(2) 新しい学校づくり準備委員会の設置

■ 令和 3 年度に準備委員会を設置（対象校の教職員、保護者及び地域住民で構成）

■ 新設中学校に移行するための様々な事項について協議

(3) 通学路の安全対策

■ 通学区域が拡大するため、危険個所を把握し、生徒の登下校の安全対策に努める。

(4) 通学支援

■ 通学距離や通学時間が一定の基準を超える生徒を対象に、通学支援が必要か検討する。

(5) 教育環境の整備

■ 学校再編による財政的な効果を生かし、先行的な教育に積極的に取り組む。

(6) 学校再編にあたっての生徒への配慮事項

■ 生徒が持つ不安や戸惑いに適切に対応するため、事前の各種交流事業等の支援や、生徒の心のケアに努める。

【具体的な方策】

新設中学校 ※開校時の生徒数の予想：585 人（全生徒を通常学級とした場合 16 学級）

対象校	開校の時期	学校の位置
・白石中学校 ・福富中学校 ・有明中学校	・令和 6 年 4 月 1 日	・現白石中学校

開校までのスケジュール

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ● 「新しい学校づくり準備委員会」の設置 | 令和 3 年 5 月～令和 5 年 10 月 |
| ● 施設整備（増築・改修） | 令和 3 年 4 月～令和 6 年 2 月 |
| ● 現在の 3 中学校の閉校 | 令和 6 年 3 月 |
| ● 新設中学校の開校 | 令和 6 年 4 月 |

新設中学校 新しい学校づくり 基本方針（コンセプト）

2021.5.21 白石町教育委員会

はじめに …(白石町立中学校統合再編計画より抜粋)

長い間、地域の学校として親しまれてきた学校の再編は、単なる数合わせの議論ではなく、白石町の将来を担う子どもたちにとって、よりよい教育条件を整備し、最適な教育環境を作ることを目的とするものです。学校統合再編審議会で積み重ねられた議論の結果である「白石町立学校の統合再編について」の答申内容を尊重し、学校規模の適正化に向けて、本計画に取り組んでまいります。

(令和2年10月 白石町長 田島健一、白石町教育長 北村喜久次)

1 新しい学校づくり 基本方針（コンセプト）

新しい学校づくりは、激動・激変が想定される新たな時代を、しなやかにも力強く生き抜く中学生を育むことを目指します。また新しい学校が、「白石町はひとつ」という象徴になることを願うとともに、地域・家庭・学校が「ひっきゃ」で、町民に親しまれ、地域に開かれる学校となることを目指します。

2 新たな手立て（3校のこれまでの実績と伝統を踏まえて）

- (1) 新しい多様な学びの場の創出
- (2) 機能的な施設・設備
- (3) 効果的で柔軟な指導体制
- (4) 学校を取り巻く教育環境の整備



新しい中学校づくりの基本方針

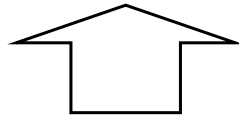
R3.5.21 白石町教育委員会

1 目指す学校像

- ・地域に愛され信頼され、地域と共にある学校
- ・挨拶や感謝の言葉に溢れ、明るく活気に満ちた学校
- ・共に学び合い高め合う人間力に溢れる学校

2 目指す生徒像

- ・はつらつとして明るい挨拶や感謝ができる社会性豊かな生徒
- ・心身共に健康で、他を思いやり助け合い協力ができる心豊かな生徒
- ・主体的に行動し失敗や挫折にくじけないたくましい生徒



3 新たな手立て（3校のこれまでの実績と伝統を踏まえて）

(1) 新しい多様な学びの場の創出

- ① 福富小・中学校の実績を生かし、小・中連携教育を推進し、教科・生徒指導等で義務教育 9 年間を見通した学びを展開する。
- ② 一人一台のパソコンを日常の学習の文具として活用する。
- ③ インターネットを活用し、海外との英語交流や当代一流の人材による講座等を導入する。また、国際化の進展の中、特に英語教育の充実を図る。
- ④ 緊急の長期休暇発生時でも、オンラインによる遠隔指導を可能とする。
- ⑤ 小・中学校間、中・高等学校間の交流・合同学習を進展させる。
- ⑥ 生徒の主体的な活動を保障し、多様な部活動を開設する。また、小学校や高等学校との交流・合同練習を展開する。
- ⑦ 「わが町を誇りに思う子ども」の育成のため、総合的な学習の時間に「ふるさと学」（仮称）を設け、地域人材も講師として招き、郷土の歴史・文化・産業等の学習を通して郷土の理解を深め、郷土愛育成の一助とする。
- ⑧ 道徳教育や特別活動を充実させ、「人間学」の中心となる「人との関わりや生き方」について、校外の講師も招いて学びを進める。
- ⑨ 「通級教室」を設置し、小学校からの継続指導を充実する。

(2) 機能的な施設・設備

- ① ノーマライゼーションの理念の下、「エレベーター」や「多目的トイレ」設置等のバリアフリー化を図るとともにトイレを洋式化する。
- ② 特別教室も含め、全教室にエアコンを設置する。
- ③ 校舎内全域に Wi-Fi 環境を整備し、オンライン教育を推進する。

- ④ 新しい「給食センター」で美味しい給食を提供し、アレルギーへの対応等をより充実させる。
- ⑤ 教室の生徒用棚を拡張し、利便性の向上を図る。

(3) 効果的で柔軟な指導体制

- ① 管理職も含め、小・中学校間の活発な人事交流を図る。
- ② 小学校との兼務により、英語科、理科、算数科、図工科、体育科、情報教育などについて小学校における専科教員的大幅な増員を図る。
- ③ 特別支援教育の充実のため、「スクールアシスタント」の継続した任用を図る。
- ④ 「見守り隊」「丸付け先生」「〇〇講座の講師」など、地域人材の積極的な活用を図る。

(4) 学校を取り巻く教育環境の整備

- ① 安全・安心な通学路を確保するため、幹線通学路を設定して外灯やミラーの設置を図る。また、「通学路」の表示で、広く道路使用者の安全意識を喚起する。
- ② 引き続き地域の「見守り隊」の編成をお願いし、登下校時の安全・安心の確保に努める。併せて、下校時に「青色回転灯搭載車」による巡回パトロールを実施する。
- ③ 昇降口等に「防犯カメラ」を設置し、学校の防犯体制を強化する。
- ④ 福祉施設や幼稚園保育園への訪問、老人会との交流などの生徒の地域貢献活動を積極的に進める。
- ⑤ PTA 活動の精選と内容の見直しを図るとともに、子どもとの関わり方や SNS やゲームを巡る今日的な問題等について、教職員と保護者と地域が共有し解決を図る場を設けるなど、学校運営協議会と PTA との連携を推進する。
- ⑥ 引き続きコミュニティ・スクールの推進を図り、「ひっきゃで育てよう！白石のおおどぼう」を共有の目標として、子ども達の「自立」と「たくましく生き抜く力」の育成に取り組む。

(5) 校名・校歌・制服（標準服）

- ① 校名・校歌は、旧三町の意識を脱し、「白石町はひとつ」という認識を象徴するものとする。
- ② 制服（標準服）は「共生教育」の理念の下、スラックス、スカート等は選択制とする。

新設中学校 新しい学校づくり準備委員会 部会構成（案）

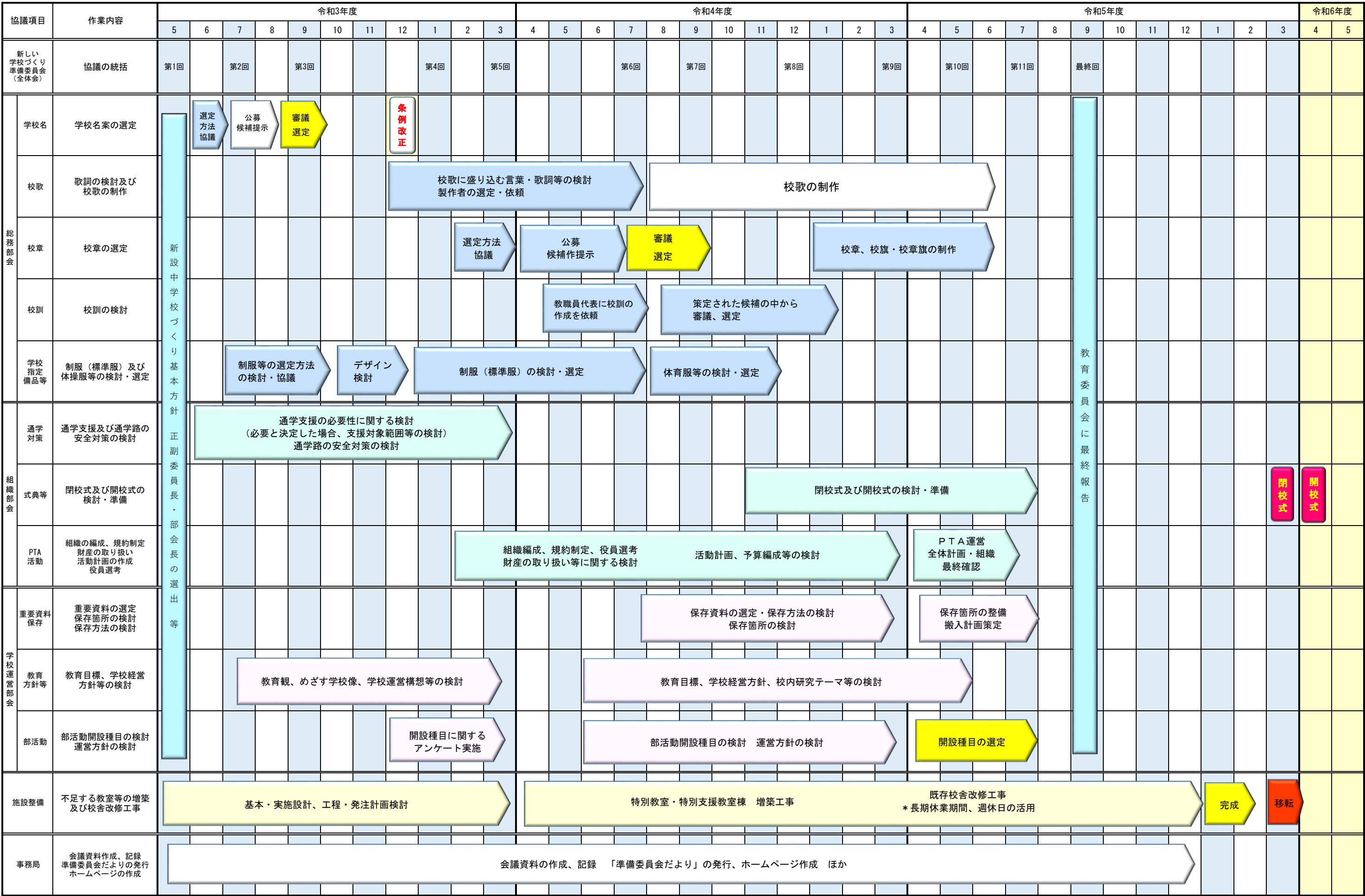
	部会名	中学校区名	NO		協議項目
1	総務部会 (13)	白石中学校区 (6)	1	保護者 3 名 地域住民 1 名 教職員 2 名	1 新設中学校の名称 2 新設中学校の校歌 3 新設中学校の校章 4 新設中学校の校訓 5 学校指定備品等
2			2		
3			3		
4			4		
5			5		
6			6		
7		福富中学校区 (3)	7	保護者 1 名 教職員 2 名	
8			8		
9			9		
10		有明中学校区 (4)	10	保護者 1 名 地域住民 1 名 教職員 2 名	
11			11		
12			12		
13			13		
14	組織部会 (13)	白石中学校区 (4)	1	保護者 2 名 地域住民 1 名 教職員 1 名	6 通学対策 7 式典等 8 P T A 活動
15			2		
16			3		
17			4		
18		福富中学校区 (4)	5	保護者 1 名 地域住民 2 名 教職員 1 名	
19			6		
20			7		
21			8		
22		有明中学校区 (5)	9	保護者 3 名 地域住民 1 名 教職員 1 名	
23			10		
24			11		
25			12		
26			13		
	学校運営 部会 (9)	白石中学校区 (3)	1	教職員 9 名	9 保存資料 10 教育方針等 11 部活動
			2		
			3		
		福富中学校区 (3)	4		
			5		
			6		
		有明中学校区 (3)	7		
			8		
			9		

新設中学校 新しい学校づくり準備委員会 協議項目（案）

部会名	委員	番号	協議項目	主な内容	詳細内容
総務部会	保護者代表 地域代表 教職員代表	1	新設中学校の名称	新設中学校の名称	候補の中から名称（案）を選定
		2	新設中学校の校歌	新設中学校の校歌	歌詞に使用したい言葉の検討及び校歌の制作
		3	新設中学校の校章	新設中学校の校章	教育委員会が示す候補の中から校章を選定
		4	新設中学校の校訓	新設中学校の校訓	委員会内の教職員代表に校訓（案）の作成を依頼し、候補の中から選定
		5	学校指定備品等	制服（標準服）及び体操服等	新設中学校開校以降に入学する生徒の新制服等について協議・選定
組織部会	保護者代表 地域代表 教職員代表	6	通学対策	通学支援、通学路の安全対策	●通学支援 ・通学支援の必要性についての協議 ・通学支援を行う場合、支援の対象範囲・支援方法の協議 ●通学路の安全対策 ・方法等は町が決定し、準備委員会に報告 ※意見や要望は保護者代表からも聴取
		7	式典等	閉校・開校行事の実施要領等	閉校・開校式典実施についての検討
		8	P T A 活動 学校運営協議会	組織編制、規約、会費、役員選出、活動計画、残余財産の取扱い	各 P T A や学校運営協議会等を再編統合するために必要な事項を協議
学校運営部会	教職員代表	9	保存資料	歴史資料等の保存	保存資料の選定、保存方法の検討
		10	教育方針等	教育目標、学校経営方針の検討	教育目標、学校経営方針等の協議
		11	部活動経営	部活動の開設	開設する部活動の協議 運営方針等の検討

※基本的な会議の流れは、上記の部会で各協議項目を調査検討し、準備委員会（全体会）で協議し、内容を取りまとめます。

新設中学校 新しい学校づくり準備委員会 スケジュール（案）



※協議結果については、教育委員会に報告する。

【資料 9】

新設中学校新しい学校づくり準備委員会の運営方法について（案）

1 会議（準備委員会及び部会）の位置づけ開催方法等について

協議期間は2年～2年6ヵ月程度、新設中学校の開校に関する協議が終了するまでを予定している。令和3年度は、準備委員会（全体会）及び部会を合わせて10回程度、次年度からは必要に応じて開催する。開始時間を19時とし、毎回1時間半から2時間以内での協議を予定している。全体会と各部会を交互に開催し、部会で調査検討したことを、翌月の全体会で協議し、内容を取りまとめることとする。

2 会議の公開（傍聴）について

準備委員会（全体会）開催時、会場スペースの都合がつく人数につき、白石町教育委員会会議傍聴人取締規則に準じて傍聴を許可する。

また、第2回以降の委員会開催の際には、事前に町ホームページで開催日と傍聴についてお知らせする。

※白石町教育委員会会議傍聴人取締規則 【別添】

3 委員欠席時の取扱いについて

準備委員会委員として委嘱をしているため、代理の出席は認めない。

4 会議録の公開について（案）

① 会議の要旨及び資料について、委員会委員の確認後、発言した委員等の氏名は伏せて（委員A、委員Bと記載）、町のホームページで公開する。ただし、個人情報等の内容で委員長が公開しないほうがよいと判断した場合には、その一部分を非公開とすることができる。

② 会議の要旨及び資料について、委員会委員の確認後、発言した委員等の氏名は伏せて（委員と記載）、町のホームページで公開する。ただし、個人情報等の内容で委員長が公開しないほうがよいと判断した場合には、その一部分を非公開とすることができる。

※ 会議録について、町ホームページで公開する前に、委員会委員に確認をお願いします。確認方法としては、前回会議の会議録を次回開催前までにお渡ししますので、事前に確認していただき、委員の皆様の承認を得て、翌日以降に速やかに公開します。また、全体会のみ会議録を公開します。

5 広報について

町広報紙、ホームページへの掲載、準備委員会だより等を発行し、委員会での審議状況を公表していきます。これについては、委員の確認は取りません。

【資料 9】 別添

○白石町教育委員会会議傍聴人取締規則

平成 17 年 1 月 1 日
教育委員会規則第 3 号

改正 平成 23 年 3 月 24 日教委規則第 1 号
平成 27 年 3 月 27 日教委規則第 2 号

(傍聴の手続)

第 1 条 委員会会議を傍聴しようとする者は、傍聴人名簿に住所、氏名及び年齢を記載しなければならない。

(傍聴人の制限)

第 2 条 傍聴人が満員となったときは、いつでも傍聴を拒絶することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第 3 条 酒気を帯びている者は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第 4 条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子、襟巻、外套、傘、杖等を着用し、又は携帯してはならない。
- (2) 委員の言論に対し賛否を表し、又は私語をしてはならない。
- (3) いかなる場合といえども議席に立ち入ってはならない。
- (4) 危険な物を携行してはならない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱す行為をしてはならない。

(違反に対する措置)

第 5 条 傍聴において前条各号に掲げた事項を守らず、また、議事を妨げる者があるときは、教育長は、これを制止し、もし、その命令に従わないときは、退場させるものとする。

(傍聴の禁止)

第 6 条 委員会で秘密会議の場合は、傍聴を禁止するものとする。

附 則

この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 24 日教委規則第 1 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 27 日教委規則第 2 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(白石町教育委員会会議傍聴人取締規則の一部改正に伴う経過措置)

4 この規則の施行の際現に改正法附則第 2 条第 1 項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この規則による改正後の白石町教育委員会会議傍聴人取締規則第 5 条の規定は適用せず、改正前の白石町教育委員会会議傍聴人取締規則第 5 条の規定は、なおその効力を有する。